

＜出席停止について＞

生徒が学校感染症と診断された場合、出席停止となります。すみやかに学校への連絡をお願いします。学校感染症の種類と出席停止の期間は下の表のとおりです。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスA(H5N1)に限る） 	<p>治癒するまで</p>
第二種	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日せき 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで <p>※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種	<ul style="list-style-type: none"> コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 	

※ 第三種の「その他の伝染病」の例

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、水いぼ、マイコプラズマ感染症、流行性おう吐下痢症、アタマジラミ、伝染性膿痂疹など

出席停止の手続きについて

- ① 学校感染症と診断を受けたら、すみやかに学校に御連絡ください。
- ② 治ゆ後登校する際には医師の許可が必要です。「いつから登校が可能か」
医師に確認してください。
- ③ 学校に登校後、「治ゆ報告書」をお渡しします。「治ゆ報告書」に必要事項を記入し、御提出ください。「治ゆ報告書」は学校ホームページからダウンロードすることもできます。

* 医師が記入する治ゆ証明書や診断書は不要です。

【インフルエンザの出席停止期間 例】

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目以内 のため登校不可	登校可能

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間 例】

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	症状あり 発熱	症状あり 発熱・せき	症状あり せき	症状が 軽快	症状軽快後 1日目	登校可能

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症	症状あり 発熱	症状あり 発熱・せき	症状あり 発熱・せき	症状あり せき	症状が 軽快	軽快後 1日目	登校可能